

健康案内

検診

妊婦歯科健康診査

対象 妊娠16週～27週の初妊婦
27週を超えた方は健康課に直接お問い合わせ下さい。

日時 2月5日(火)午後1時～2時10分受付(所要時間約1時間)

会場 健康福祉会館
内容 オリエンテーション、歯科健康診査・歯科相談、正しい歯のみがき方

定員 40人(申し込み順)
申し込み 電話で町田市コールセンター(☎724・5656)へ。
問健康課 ☎725・5414



健康づくり

糖尿病予防教室

糖尿病は放置すると失明や腎不全・壊疽など怖い合併症を起こす危険があります。食事や生活に気をつけ十分な自己管理をすることで予防ができます。ぜひこの機会に受講してみませんか。

対象 基本健康診査等で「糖尿病」「血糖値が高い」等の指摘を受けことのある町田市民
日時 1月29日(火)午前9時50分～正午(9時30分

ら受付)

会場 健康福祉会館

内容・講師 糖尿病とはどんな病気か「保健師、試食、食事療法の基本と食品交換表について」栄養士

定員 10人(申し込み順)
申し込み 電話で健康課(☎725・5178)へ。

骨粗しょう症

予防事業

骨粗しょう症と言われる前に自分の骨量をチェックしませんか。

対象 町田市民で、今年度(平成19年4月1日～平成20年3月31日)の誕生日で40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳及び70歳となる女性

期日 2月14日(木)
時間は追って通知します。
会場 健康福祉会館
内容 保健師・栄養士の話、骨量測定、個別相談
費用 600円

【非負担について】

次の方は無料となります。
お持ちの方、高齢受給者証をお持ちの方、市民税非課税世帯の方、生活保護受給世帯の方

定員 140人(抽選)
申し込み 八ガキ(1人1枚)に「骨粗しょう症予防事業申し込み」と書き、住所・氏名(ふりがな)・年齢・生年月日・電話番号を明記し、1月18日まで(消印有効)に健康課(〒194・0013、原町田5・8・21、健康福祉会館内、☎725・5178)へ。

申告により、市・都民税が減額になる場合があります

対象となる方は申告をお忘れなく！

所得税から引ききれなかった住宅ローン控除がある方

申告により翌年度の市・都民税から控除できる場合があります

平成19年から始まった税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成11年から平成18年未だに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある方や、以前から所得税で控除しきれない住宅ローン控除額があったが、税源移譲によりその額が増えた方は、申告により翌年度の市・都民税(所得割)から控除できる場合があります。

ただし、平成19年以降に入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方は、この控除の適用はありませんのでご注意ください。

平成20年度の市・都民税が

申告により、市・都民税が

減額になる場合があります

申告により、市・都民税が

減額になる場合があります

申告により、市・都民税が

減額になる場合があります

申告により、市・都民税が

減額になる場合があります

申告により、市・都民税が

減額になる場合があります

申告により、市・都民税が

減額になる場合があります

申告により、市・都民税が

減額になる場合があります

申告にあたり、住宅借入金等の年末残高合計額(年末におけるローン残高)のご確認をお願いいたします(年末調整時に関係書類を勤務先に提出済みのため、お手元にお持ちでない場合は、勤務先担当部署にご確認下さい)。

給与所得者の方で、市・都民税において税額控除の対象者となる可能性があるかどうかは、源泉徴収票から確認できます。源泉徴収票の見方については、本紙1月21日号で追ってお知らせします。

(1) 所得税の確定申告をされない方
平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ、平成19年分給与所得の源泉徴収票(原本)を添付して「市町村民税・道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書(給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない納税者用)」を提出して下さい。なお、郵送での申告も可能ですが、平成19年分給与所得の源泉徴収票(原本)を必ず同封して下さい。また、申告の控えが必要な方は、80円切手を張った返信用封筒を同封して下さい。

(2) 所得税の確定申告をされる方
税務署に、作成済みの「市町村民税・道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書(確定申告書を提出する納税者用)」を確定申告書提出時に提出することができます。

申告会場
町田市役所本庁舎1階市民フロア

2月8日(金)のみ町田市役所本庁舎地下特別会議室(小)が会場になります。

会場設置期間 2月1日(金)～3月17日(月)の月

公民館講座「係(〒102・8481、千代田区麹町5・1、弘済会館ビル)へ。

主催 日本眼科手術学会
後援 横浜市健康福祉局

詳細については第31回日本眼科手術学会ホームページ(<http://www.josst.jp>)をご覧ください。

運営事務局 株式会社コングレ ☎03・5216・531

問健康課 ☎725・5471

町田税務署からのお知らせ

利用者識別番号等を取得し、e-Taxソフトをダウンロードします。

初期登録を行います。電子申告・納税を行います。

平成19年分の所得税の確定申告をe-Taxで行うと、次のメリットがあります。

国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書(贈与税は除く)を直接送信(提出)することができます。

期間内(注)に、本人の電子署名及び電子証明書を添付して申告すると、最高で5000円の税額控除を受けることができます(平成19年分または平成20年分のいずれか1回)。

(注)平成19年分は平成20年3月17日まで、平成20年分は平成21年3月16日までとなります。

源泉徴収票や医療費の領収書などの添付書類が省略できます(確定申告期限から3年間、添付書類の提出または提示を求められることがあります)。

還付されるまでの期間は、通常6週間から3週間程度へ短縮されます。

ご利用手続
住民基本台帳カードと電子証明書を市役所市民課で取得します。

開始届出書を税務署へ提出します(オンラインでの提出もできます)。

受付結果を確認します。詳しくは国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)へ。

法定調書も、インターネットを利用してe-Tax(国税電子申告・納税システム)で提出できます。

平成19年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書(法定調書合計表)の提出期限は、平成20年1月31日(木)です。

所得税・個人消費税・贈与税の申告書の作成・提出会場は「ぼっぽ町田」です。

設置期間 平成20年2月1日(金)～3月17日(月)の日(金)～3月24日(日)及び3月2日(日)

上記以外の土曜日、日曜日及び祝日は、行っていませんのでご注意ください。

開設時間 午前9時～午後5時

混雑状況により、早めに締め切る場合があります。

所在地 原町田4・10・20 駐車場は有料です。

「ぼっぽ町田」での会場設置期間中、町田税務署の庁舎内には、申告書の作成会場は設置していません。

問健康課 ☎725・5471

問健康課 ☎725・5471

市民公開講座

【日本眼科手術学会総会「日本の医療制度を考える」】

日時 2月3日(日)午後1時～2時30分(午後0時30分開場)

会場 パシフィコ横浜
テーマ 「医師不足」と「混合診療」

講師 フリージャーナリスト・櫻井よしこ氏

パネリスト 学校法人国際

医療福祉大学理事長・高木邦格氏、全国医学部長病院長会議顧問・吉村博邦氏

司会 フリーアナウンサー・勝恵子氏
定員 500組1000人(抽選)

申し込み 往復ハガキに、住所・氏名・年齢・職業・電話番号、同伴者(1人まで)の氏名・年齢を明記し、1月18日まで(消印有効)に株式会社コングレ内「眼科手術市

問健康課 ☎725・5471

問健康課 ☎725・5471